

「新かがわ多文化共生推進プラン(改)(仮称)」策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 香川県を外国人住民にも住みやすく魅力ある地域とするための施策を総合的・計画的に推進するため、その指針となる計画の策定について意見を求めるために「新かがわ多文化共生推進プラン(改)(仮称)」策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、12 名以内の委員で組織する。

2 委員は、外国人住民との共生をはじめ地域の国際化に関し識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(会 長)

第3条 委員会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、香川県総務部知事公室国際課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 5 月 18 日から施行する。

2 この要綱は、「新かがわ多文化共生推進プラン(改)(仮称)」策定時において廃止する。